

様式第 3 号（第 7 条関係）

会議録

- 1 附属機関の会議の名称 令和 2 年度第 1 回水戸市行政改革推進委員会
- 2 開催日時 令和 2 年 7 月 22 日（水）午後 3 時 00 分から午後 4 時 20 分まで
- 3 開催場所 水戸市役所本庁舎 4 階政策会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員
秋山千晶，大津順一郎，川島佑介，川瀬武彦，軍地美代，小林弘子，鹿倉よし江，
中村博，百武幸子，藤原喜延，保立武憲，堀井武重，吉田勉，吉原悦子
(氏名五十音順)
 - (2) 執行機関
田尻充，園部孝雄，熊田泰瑞，櫻井和則，嘉成将大，渡辺慧，中村紗希，畠山明子
 - (3) その他
欠席者：細田弥太郎
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 水戸市行財政改革プラン 2016 の説明(公開)
 - (2) 水戸市行財政改革プラン 2016 前期実施計画実施状況について(公開)
- 6 非公開の理由
公開
- 7 傍聴人の数 0 人
- 8 会議資料の名称
 - ① 水戸市行政改革推進委員会委員名簿
 - ② 水戸市行政改革推進委員会条例
 - ③ 水戸市行財政改革プラン 2016 前期実施計画
 - ④ 水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画
 - ⑤ 水戸市行財政改革プラン 2016 前期実施計画実施状況の概要について
 - ⑥ 水戸市行財政改革プラン 2016 前期実施計画〔実施期間：平成 28 年度～

令和元年度] 令和元年度実施状況（令和2年3月31日現在）

- ⑦ 水戸市行政改革推進委員会質問票様式
- ⑧ 令和2年度第2回水戸市行政改革推進委員会の開催について

9 発言の内容

○**事務局** 本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、令和2年度第1回水戸市行政改革推進委員会を開会させていただきます。私は、本日の進行をさせていただきます行政経営課長の熊田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、田尻副市長より委嘱状を交付いたします。本来であれば、皆様にそれぞれ委嘱状をお渡しすべきところでございますが、本日は委員を代表して、名簿の先頭であります____様に委嘱状をお受け取りいただきたくと存じます。

<委嘱状の交付>

○**事務局** ありがとうございました。なお、皆様のお手元に委嘱状を配布させていただいておりますので、御了承願います。

また、本日は、____様が、都合により欠席との御連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

次に、田尻副市長から皆様に御挨拶を申し上げます。

○**田尻副市長** 本日は、お忙しい中、行政改革推進委員会にお集まりいただき、ありがとうございます。

皆様には、日頃から水戸市の市政運営に御協力いただいておりますことに対して、心から御礼を申し上げます。各界各層の皆様へ委員をお願いできることは誠に心強い限りです。

また、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、本市においては、これまで感染症の拡大防止、市民生活の安定化、地域経済の回復に向けた緊急対策を3度の補正予算により実施しているところであり、取組に対する御理解と御協力に、重ねて御礼を申し上げます。

さて、少子高齢化等、社会構造の変化により、地方財政を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっております。本市におきましても、児童福祉、高齢者福祉など、社会保障費があらゆる分野において年々増加を続けております。

一方、歳入の根幹である市税収入につきましては、景気回復と収納率の向上により、これまで堅調に増加してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う深刻な経済の落ち込みにより、今後は大幅に減少することが避けられず、本市の財政運営に大きな影響を及ぼすものと懸念しております。

このような大変厳しい状況にあっても、教育や福祉をはじめとする市民サービスを確実に提供し、市民生活の安定化に努めることが行政の責務でございます。

さらに、本市は本年4月に中核市へ移行し、保健所事務などを初めとした多くの権限移譲に伴い、市民サービスの向上が期待される一方で、それらの事務を実施するための簡素で効

率的な執行体制を構築することが重要となります。そのため、この会議を担当する課名も行政改革課から行政経営課と改称したものでありまして、施策を推進する力強さと、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに柔軟に対応できるしなやかさを併せ持つ「強くしなやかな行財政運営の構築」を目指しております。

委員の皆様におかれましては、この計画が着実に実行され、実りの多い改革となりますよう十分御議論をいただきたいと存じます。

簡単ではありますが、御挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。副市長は公務により、以上をもちまして退席させていただきますので、御了承願います。

<副市長退席>

○事務局 次に、本日は初めての委員会でございますので、委員の皆様から、自己紹介を兼ねて、一言御挨拶をいただきたいと存じます。

<委員紹介>

○事務局 ありがとうございます。次に、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。

<事務局職員紹介>

○事務局 次に、お手元の資料②「水戸市行政改革推進委員会条例」を御説明いたします。

第2条の所掌事項であります。委員会に御審議いただく内容について規定しております。

- (1) 行政改革大綱の策定に関する事。
- (2) 行政改革の進行管理に関する事。
- (3) その他必要と認める事項に関する事。

以上3点でございます。

次に、第5条、第6条であります。委員長及び副委員長についてと会議について規定しております。第5条が委員長及び副委員長について、1項が、委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。2項で、委員長は、委員会の会務を総理する。3項で、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する、ということが規定されております。

第6条では会議について、1項では、委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。2項で、委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。3項で、委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる、と規定されております。

それでは、第5条に基づき、委員長及び副委員長の選出に移りますが、委員長及び副委員長の選出につきまして、御意見を賜りたいと存じます。何か御意見はありますか。

○___委員 一回目の会議ということですので、事務局で案があればお聞かせいただきたいと思います。

○事務局 事務局といたしましては、委員長につきましては___委員に、副委員長は___委

員にお願いできればと思います。いかがでしょうか。

<異議なし>

○**事務局** それでは、お二人に委員長及び副委員長をお願いいたします。恐れ入りますが、委員長と副委員長におかれましては、前の席へ御移動をお願いします。

<席移動>

○**事務局** それでは、____委員長と____副委員長に一言御挨拶を頂戴したいと存じます。

<委員長・副委員長挨拶>

○**事務局** ありがとうございます。次に、事務局から附属機関の会議の公開制度について御説明いたします。

水戸市では、審議会等の会議を公開することにより、意思決定過程における透明性及び公正性を確保し、市民の市政に対する理解を深め、開かれた市政の実現を一層推進するため、附属機関の会議の公開制度を平成16年4月から導入いたしました。これにより、審議会や委員会などの会議は、個人のプライバシーなどを扱う一部の会議を除き、その会議の開催についてホームページや市民センターなどで市民にお知らせし、会議を公開するとともに、あわせて会議録を公表しております。このことから、本委員会も会議の公開及び会議録の公開の対象となりますので、よろしくをお願いいたします。____委員長には、後ほど、事務局が作成した会議録に署名いただく委員をお二人御指名いただければと存じます。それでは、____委員長に議事進行をお願いいたします。

○____**委員長** それでは、会議次第に基づき議事を進めることといたします。まず、会議公開の制度により会議録を公表していくということですので、会議録署名人を指名させていただきます。____委員と____委員をお願いいたします。

それでは、本日は初回でありますので、審議を進めるに当たり、まず、水戸市行財政改革プラン2016について、事務局から説明をいただきたいと思っております。

○**事務局** それでは、黄緑色の冊子、水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画を御覧願います。水戸市行財政改革プラン2016は、大きく、大綱と実施計画で構成しております。大綱につきましては、行財政改革プラン2016策定の趣旨や、行財政改革の基本的な考え方等の内容で構成しております。実施計画につきましては、行財政改革の具体的な施策について、平成28年度から令和元年度までの4年間を前期実施計画として、令和2年度から令和5年度までの4年間を後期実施計画として策定しております。今回は、令和元年度で前期実施計画が終了したことから、昨年度策定しました行財政改革プラン2016後期実施計画について説明させていただきます。

表紙を返していただきまして、目次を御覧願います。後期実施計画は、「1 後期実施計画策定の基本的な考え方」と、「2 行財政改革の具体的な施策」の内容で構成しております。具体的な施策につきましては、大綱で定めた五つの柱に基づき、全部で30の実施項目を位置付けております。

それでは、1ページを御覧願います。

1 後期実施計画策定の基本的な考え方、(1)後期実施計画策定の趣旨でございますが、後期実施計画は大綱に基づき、実施すべき改革について、具体的な内容及びスケジュールを明らかにするために策定するものでございます。(2)後期実施計画の期間は、令和2年度から5年度までの4年間でございます。(3)後期実施計画の推進体制につきましては、執行部においては、市長を本部長とする行政改革推進本部が中心となって進行管理に取り組んでまいります。また、市民への公表は、実施状況を市のホームページ等を通して広く公表してまいります。さらに、市議会及び附属機関である行政改革推進委員会へ定期的に実施状況を報告し、助言や指導を得て進行管理に取り組んでまいります。

ここで、42ページをお開きください。42ページ、43ページは、前期実施計画の実施項目の、後期実施計画への主な位置付けについて記載してございます。前期実施計画の33の実施項目に係る取組状況等を踏まえ、後期実施計画は30の実施項目を位置付けました。

続きまして、2ページをお開きください。「2 行財政改革の具体的施策」につきましては、30の実施項目ごとに、前期実施計画での取組実績、現状・課題、課題を解決するための実施内容、年度計画、目指すべき成果についてまとめております。

それでは、実施項目及び実施項目に基づく実施内容が多岐にわたることから、後期実施計画で新たに位置付ける実施内容を中心に、主なものに絞って御説明をさせていただきます。

「1 窓口サービスの向上」につきましては、実施項目名を、前期実施計画の「窓口サービスの見直し」から改めるものでございます。前期実施計画に位置付けた実施内容である総合窓口の推進については、新庁舎開設に伴い総合窓口を設置し、また、コンビニ交付の導入については、住民票の写し、印鑑登録証明書、市県民税課税証明書の交付を開始しました。新たに位置付ける実施内容といたしましては、窓口での手数料等の支払における市民の利便性の向上のため、キャッシュレス決済の導入を推進してまいります。また、市民向けパンフレット等の多言語化や窓口業務における外国人対応研修などの取組により、国際化に対応した窓口環境の整備を推進してまいります。

3ページをお開きください。「2 保育所及び開放学級の待機児童の解消」につきましては、前期実施計画では、別の実施項目の中で、民間保育所整備及び地域型保育事業設置による保育環境整備として、一つの実施内容として待機児童の解消を位置付けておりましたが、後期実施計画では、開放学級の待機児童の解消を加え、独立した実施項目として位置付けるものでございます。

4ページを御覧願います。「3 情報発信の充実」につきましては、実施項目名を前期実施計画の「水戸の魅力発信及び情報提供の充実」から改めるものでございます。前期実施計画に位置付けた行政情報内容の拡充は、SNSにおける情報発信の強化等の取組の実施により、位置付けを終了としております。後期実施計画では、ICT等の進化等を踏まえた新たな情報発信の手段・手法等の研究・試行を行うとともに、報道機関に向けた情報の提供などのニュースリリースの強化にも取り組むものとしております。

7ページをお開きください。「6 事務権限の拡大」につきましては、本市が令和2年4月1日に中核市へ移行したことから、実施項目名を前期実施計画の「中核市移行の推進」から改めるものがございます。後期実施計画では、県の事務処理特例条例による権限移譲の制度等を活用しながら、市民サービスの向上につながる事務権限の拡大を推進するものがございます。

10ページをお開きください。「9 協働事業の充実」につきましては、前期実施計画に位置付けておりましたボランティア団体・NPO等との連携・協働事業の推進や「こみっとフェスティバル」の開催等の取組を行いました。後期実施計画では、引き続き、ボランティア団体・NPO等との連携・協働事業について推進してまいります。

13ページをお開きください。「12 公共施設等の適正管理」につきましては、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定したことから、実施項目名を「公共施設等総合管理計画の策定」から改めるものがございます。新たに福祉施設のあり方の検討を位置付けておりますが、これは、福祉施設について、事業への民間事業者の参入が進み、競争が発生している事業もあることから、民間との競争状況や公設施設としての役割等を踏まえつつ、提供サービスの変更や施設の廃止、民営化など、今後の施設運営のあり方を検討するものがございます。また、前期実施計画では、「保育所・幼稚園の適正配置」として単独の実施項目としておりましたが、水戸市立幼稚園の再編方針を令和元年度に策定しましたことから、方針に基づく施策の推進として、こちらの項目に編入しております。

14ページを御覧願います。「13 事務事業の見直し」につきましては、前期実施計画に位置付けておりました事務処理マニュアルの活用については、作成率が100パーセントとなり、また、嘱託員・臨時職員に係る社会保険等業務の一元化については、一元化を達成しました。後期実施計画で新たに位置付ける実施内容の一つとして、民間のノウハウを活用した事務事業の検証があり、こちらは、民間のノウハウを活用した新たな視点で事務事業を検証し、改善を図るものがございます。

16ページをお開きください。「14 ICTの活用」につきましては、前期実施計画で位置付けておりましたコンビニ交付サービスの導入等について取組を推進しました。後期実施計画では、新たに人工知能、AIの活用が可能な業務の検討や、ソフトウェアロボットによる業務の自動化であるRPAの導入を位置付けております。また、再掲として、窓口におけるキャッシュレス決済の導入も位置付けております。

19ページをお開きください。「16 事務事業の民間活力活用の推進」につきましては、新たに民間活力活用の検討を図る業務として、窓口業務、開放学級事業、債権回収業務を位置付け、市民サービスの維持・向上及びコストの削減の可能性について、十分に検討してまいります。

20ページを御覧願います。「17 公の施設の管理運営に係る民間活力活用の推進」につきましては、民間活力活用の検討を図る施設として、前期実施計画に位置付けていた公設地方卸売市場と少年自然の家は直営の方針が決定したことから、対象から外すこととし、新たに

森林公園と植物公園を検討の対象に加えたものでございます。また、指定管理者制度導入施設の評価に関する基本方針を平成 22 年度に策定してから一定期間を経過していることから、指定管理者導入施設の評価手法の見直しについて、新たに位置付けております。

25 ページをお開きください。「22 社会保障制度の適正な運営」につきましては、新たに実施内容の対象として位置付けたものとして、まず、26 ページの(3)障害福祉がでございます。こちらについては、障害者福祉給付費等の適正化を位置付けており、給付費の適正化を図るため、事業者からの給付費請求に係るチェックの取組の徹底を図るものでございます。また、その下の(4)保育所等につきましては、施設型給付の適正化を位置付けており、保育所等に係る施設型給付の適正化を図るため、事業者からの請求に係るチェックの取組の徹底を図るものでございます。さらに、30 ページの(8)一般検査、実地指導等の適正な実施につきましては、中核市移行に伴い、県から権限が移譲された事務であり、福祉施設の適正な実地指導等により、給付等対象サービスの質の確保や保険給付の適正化を図るものでございます。

32 ページを御覧ください。「24 収納率の向上」につきましては、収納率向上に向けた取組を推進する対象を、後期実施計画では、調定額 1 億円以上の債権に整理をいたしました。これに伴い、学校給食費と後期高齢者医療保険料が新たに対象に加わりました。

また、実施内容として新たに、納付機会の拡大に向けて、新たな納付手段を検討することを位置付けております。

37 ページをお開きください。「28 職員の能力育成」につきましては、前期実施計画に位置付けておりましたジョブ・ローテーションの推進について、平成 30 年度に市長部局における指針を決定したことから終了としております。後期実施計画では、実施内容として、新たに、多様な交流による能力育成を図るため、他自治体との人事交流及び大学派遣研修を推進することや、特定業務について、庁内公募制度を活用するプロポーザル異動の活用を位置付けております。

39 ページをお開きください。「30 ワーク・ライフ・バランスの推進」につきましては、早出遅出勤務制度の拡充など、勤務時間の柔軟な運用に取り組むこと、勤務時間を適切に管理するため、出退勤管理システムの導入を検討すること、職員が働きやすい職場づくりに向け、庁内で推進するための仕組みを検討することが、後期実施計画で新たに位置付ける実施内容でございます。

資料編には、水戸市行財政改革プラン 2016 大綱や、水戸市行政改革推進委員会答申文等を掲載しておりますので、後程御参照ください。

補足でございますが、今年度から 4 年間かけての実施内容を位置付けた実施計画を中心に御説明いたしました。水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画の 44 ページ以降は大綱となっております。実施計画を実施するに当たっての大きな考え方となっております。この考え方に基づいて実施計画が位置付けられていますので、後ほど御参照いただければと思います。また、平成 28 年度から令和元年度までの実施内容を記した前期実施計画につ

きましては、資料③で御用意しております。こちらは昨年度まで取り組むべき内容をまとめたものでございますので、同じく御参照いただければと思います。

○委員長 ありがとうございました。ただ今、水戸市行財政改革プラン2016について御説明いただきました。こちらは令和2年度から4年間を見通した計画ということで理解しております。これまでに行ってきたことの検証が、この委員会に託されたことだと思いますので、水戸市行財政改革プラン2016前期実施計画の実施状況について説明をいただきたいと思います。本日は事務局より説明をいただいて、委員の皆様からの質問や疑問点、意見については、次回の委員会でやりたいと思います。これは後ほど書面等で提出していただくことになると思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料⑤「水戸市行財政改革プラン2016前期実施計画実施状況の概要について」を御覧ください。「1 行財政改革プラン2016前期実施計画について」は、強くなやかな行財政運営の構築を基本理念とし、五つの柱のもと、33の実施項目につきまして平成28年度から令和元年度までの4年間を前期実施計画の期間として改革に取り組んでまいりました。

「2 令和元年度実施状況の概要について」は、令和2年3月31日現在において、112項目の年度計画のうち、79項目が「実施」で71パーセントの達成率となりました。平成30年度の達成率67パーセントと比較すると4ポイントの上昇となりました。また、実施項目別の集計では、33の実施項目のうち、16項目が「実施」で48パーセントの達成率となり、残りの17項目については「一部実施」となっております。資料⑤の後ろに添付しております別紙を御覧願います。こちらは、令和元年度実施状況に係る実施・一部実施等一覧として、全ての実施項目と年度計画を一覧にしたものでございます。実施項目は、全ての年度計画を達成していないと「○」、実施とはなりません。例えば、実施項目1「窓口サービスの見直し」については、①②の年度計画が全て「○」、実施となっていることから、実施項目は「○」となります。一方、実施項目2「水戸の魅力発信及び行政情報提供の充実」については、②行政情報内容の拡充、道路工事情報提供の拡充が「△」、一部実施となっていることから、実施項目2についても「△」、一部実施となっております。

資料⑤に戻りまして、財政的効果につきましては、受益者負担の適正化、未利用財産の処分などにより、令和2年3月31日現在で、4年間で約8億540万円となっております。なお、令和元年度における財政的効果は、約9,303万円となっております。

「3 前期実施計画の総括と今後の展開について」は、前期実施計画が令和元年度で終了したことから、五つの柱ごとに前期実施計画の総括と今後の展開についてまとめたものです。(1) 質の高い市民サービスの提供につきましては、前期実施計画の期間中に、総合窓口の開設や、コンビニ交付の導入による窓口サービスの見直しを図ったほか、中核市移行による事務権限の拡大を推進してまいりました。後期実施計画では、キャッシュレス決済の導入など新たな窓口サービスの向上策に着手するなど、さらなる市民サービスの質の向上を図ってまいります。

(2) 市民との協働によるまちづくりの推進につきましては、前期実施計画の期間中に、地域リーダー研修会などによる地域に関わる担い手の育成を図ったほか、ボランティア団体、NPOなどとの協働事業を推進してまいりました。後期実施計画では、従来からの取組を充実させながら、市民との協働によるまちづくりを推進してまいります。

(3) 柔軟な行政運営体制の構築につきましては、前期実施計画の期間中に、行政組織や職員定数の適正管理に努めながら、ごみ収集業務などへの民間活力活用を推進してまいりました。後期実施計画では、事務事業や公の施設の管理運営に係る民間活力活用を推進することで、時代の変化に対応できる柔軟な行政運営体制を構築してまいります。

(4) 未来へ向けた財政基盤の構築につきましては、前期実施計画の期間中に、「水戸市財政の状況」や「みと財政安心ビジョン」の公表を通して市民への説明責任を果たすとともに、補助金・負担金の適正化などによる歳出の合理化、収納率の向上などによる歳入の確保を推進してまいりました。後期実施計画では、引き続き、社会保障制度の適正な運営や収納率の向上などに取り組み、未来へ向けた財政基盤を構築してまいります。

(5) 地方創生時代にふさわしい人材の育成につきましては、前期実施計画の期間中に、人材育成基本方針に基づく各種研修を実施したほか、全職員を対象とした人事評価などを推進してまいりました。後期実施計画では、働きやすい職場環境づくりや職員の健康の保持・増進を推進することなどにより、地方創生時代にふさわしい人材を育成してまいります。資料⑤の説明は以上となります。

続きまして、資料⑥「水戸市行財政改革プラン 2016 前期実施計画令和元年度実施状況」を御覧ください。初めに3ページをお開きください。表の構成ですが、左から実施項目、期間内における年度計画、実施状況（令和2年3月31日現在）、実施における効果、備考、担当課となっております。期間内における年度計画の欄には、4年間の各年度における実施すべき内容を年度計画として定め、その年度に達成したものは「■」とし、達成できていないものは「□」としております。過年度の年度計画を翌年度以降に達成した場合は「▲」と表記しております。実施における効果の欄には、実施したものについて主な効果を記載しております。備考欄につきましては、一部実施の理由や令和2年4月1日以降の取組を適宜記載しております。また、前期実施計画が令和元年度で終了したことから、33の実施項目ごとに4年間のまとめと今後の展開について記載しております。なお、表の中で網掛けがあるところは、令和元年度の年度計画と、令和元年度の実施状況および主要な変更箇所となります。

それでは、実施状況の説明をさせていただきます。

○**委員長** 少しよろしいですか。「■」や「▲」の表記についてもう一度説明していただけますか。

○**事務局** 例えば、令和元年度中に達成したものにつきましては「■」で表しています。

○**委員長** 総合窓口システム仕様の検討については、平成28年度に行ったということですね。

○**事務局** はい、そういうことです。総合窓口の推進でいえば、年度ごとに計画が異なって

おりまして、平成 28 年度には総合窓口システム仕様の検討を行う計画でした。

○___委員長 それを達成したから、「■」で表しているのですね。その他の記号はどうなっていますか。

○事務局 「□」は、年度内に達成できなかったものです。

○___委員長 3, 4 ページには「□」はありますか。

○事務局 3, 4 ページにはございません。初めて出てくるのが 9 ページとなります。道路工事情報提供の拡充の、平成 30 年度が「□」となっております。

○___委員長 わかりました。

○事務局 もしもこちらが、令和元年度に達成できた場合は「▲」として、遡って達成となります。資料⑥の 2 ページに、凡例を載せていますので御参照いただければと思います。

○___委員長 わかりました。

○事務局 それでは 3 ページを御覧ください。項目 1 から説明させていただきます。項目 1 「窓口サービスの見直し」は、総合窓口の推進について効果検証の実施を行ったことから年度計画を達成となり、項目 1 は実施となります。

続きまして 4 ページ、項目 2 「水戸の魅力発信及び行政情報提供の充実」につきましては 9 ページをお開きください。9 ページ上段、道路工事情報提供の拡充につきましては、昨年度の年度計画である占用工事情報提供について、備考欄に記載がありますとおり、占用工事情報の公表内容・手法等について検討を要しており、現在、検討に留まることから未達成となっており、項目 2 は一部実施でございます。

項目 3 「オープンデータの推進」については、11 ページをお開きください。オープンデータ公開システムの構築について、令和元年度目標のオープンデータ数 300 については達成しましたが、平成 29 年度目標の新システムの導入について、昨年度に引き続き、新システムの導入を判断するに当たって十分な課題の整理を行う必要があり、未達成であることから、項目 3 は一部実施でございます。

12 ページを御覧ください。項目 4 「市民意見の反映」については、市民懇談会の実施は、令和元年度の年度計画である 9 地区実施予定につきまして備考欄に記載しましたとおり、令和元年度以降開催分については各地区の希望により開催する方式に変更したことから、令和元年度は 1 地区の実施としており、未達成となっております。また、13 ページの附属機関への市民参画の拡充について、公募委員の公募率が令和元年度で 52 パーセントであることから、昨年度の年度計画である公募委員の拡大、公募率 50 パーセントは 1 年遅れで達成しましたが、令和元年度の年度計画である公募率 70 パーセントにつきましては未達成であることから、項目 4 は一部実施となります。

続きまして、14 ページの項目 5 「中核市移行の推進」については、令和元年度の年度計画である移行の準備につきまして、総務大臣へ中核市指定の申出等を行い、備考欄に記載しましたとおり、令和 2 年 4 月に中核市へ移行しましたことから、項目 5 は実施でございます。

続いて 16 ページをお開きください。項目 6 「協働の体制づくり」は、地域円卓会議の開

催につきまして、令和元年度に2回実施したことから初めての年度計画達成となり、項目6は実施でございます。

続いて17ページをお開きください。項目7「地域に関わる担い手の育成」については、プランの実現及び改定に係る研修会の開催及び職員による支援につきまして、令和元年度の年度計画である職員派遣について、いきいき出前講座における職員派遣を2回行ったことから達成でございますが、改定に向けた研修会1回の開催について、備考欄に記載しましたとおり、令和元年度の地域コミュニティプラン推進研修会については、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止となったことから未達成となっており、項目7は一部実施でございます。

21ページを御覧ください。項目9「協働事業の充実」については、ボランティア団体・NPOとの連携・協働事業の推進のうち協働事業提案制度につきまして、令和元年度の年度計画の年間8件に届かず未達成であることなどから、項目9は一部実施でございます。

27ページをお開きください。項目13「保育所・幼稚園の適正配置」は、適正規模・適正配置方針に基づく施策の推進について、令和2年2月に「水戸市立幼稚園の再編方針」を策定し、それに基づき常澄保育所等を廃止し、常澄認定こども園及び内原認定こども園を設置したことから、初めての年度計画達成となりました。一方、民間保育所整備及び地域型保育事業設置による保育環境整備については、平成29年度年度計画を待機児童解消としておりましたところ、令和2年4月1日現在で待機児童数23人となっていることから未達成となり、項目13は一部実施でございます。

29ページをお開きください。項目14「事務事業の見直し」は、行政評価の推進につきまして、令和元年度の年度計画である新規10事業程度評価は備考欄に記載がありますとおり、令和元年5月に行政改革推進本部で決定した「包括外部監査の実施に伴う行政評価の取り扱いについて」により、令和2年度から行政評価を休止し、令和元年度は継続評価のみを実施することとし、新規評価を実施しなかったことから未達成であり、項目14は未達成でございます。

続いて33ページ、項目15「ICTの活用」は、電子申請手数料の電子決済の導入については、備考欄に記載がありますとおり、電子決済の導入に向け継続して課題の整理及び検討が必要であることから未達成でございます。一方、ITガバナンスの強化については、令和元年度の年度計画である全体最適化の推進について、各課の個別業務システムをサーバー室へ集約し、適正な管理を実施したことから達成としてございます。

続いて37ページをお開きください。項目16「一部事務組合のあり方の検討」は、大洗、鉾田、水戸環境組合のごみ処理部分の脱退に向けた手続きを行ったことから達成としており、また、笠間・水戸環境組合につきましても解散に係る手続きを行ったことから、年度計画達成としております。その他39ページ、水戸地方農業共済事務組合につきましても、「茨城県農業共済5組合等合併推進協議会」の設立による合併協議の再開となりましたが、依然として平成28年度年度計画である統合には至っていないことから未達成であり、項目16は

一部実施でございます。

項目 17「事務事業の民間活力活用の推進」は、40 ページ中段のごみ収集業務について、令和元年度の年度計画である委託の推進について、一部委託契約の締結及び一部委託開始に向けての準備を行い、令和 2 年 4 月 1 日から一部委託を実施したことから実施でございます。また、道路維持補修業務については、令和元年度の年度計画である一部民間委託化につきまして、備考欄に記載しましたとおり、下水道施設に係る直営補修について、下水道部にて委託化しましたが、道路維持補修業務については検証に留まっていることから未達成であり、項目 17 は一部実施でございます。

44 ページをお開きください。項目 19「財政状況の分析」、項目 20「大型プロジェクトの財政計画の公表」、45 ページの項目 21「中長期的視点に基づく財政運営」につきましては、4 年間の年度計画が全て達成となっており、全て実施でございます。

項目 22「給与の適正化」につきましては、47 ページをお開きください。人事評価結果の給与への反映について、昨年度に引き続き、勤勉手当の成績率及び分布率の設定や評価の相対化の方法等の検討に時間を要しており未達成であることから、項目 22 は一部実施でございます。

項目 23「補助金・負担金の適正化」は、平成 26 年度の補助金等検討専門委員による検討を踏まえた補助金の見直しとして、令和元年度は減額 1 件を実施し 100 万円の支出削減となったことから実施としてございます。

項目 24「社会保障制度の適正な運営」につきましては、55 ページをお開きください。就労支援の推進について、令和元年度の年度計画では就職者数 360 人のところ、令和元年度は延べ 237 人となり未達成ではありますが、7,751 万 6 千円の支出削減となっております。

続きまして 58 ページをお開きください。項目 26「収納率の向上」は、59 ページの国民健康保険税、60 ページの市営住宅家賃等について、収納率、収入未済額ともに着実に改善はしましたが目標値には至らなかったことから未達成であり、項目 26 は一部実施でございます。なお、収納率及び収入未済額の現年度分と過年度分につきましては、別紙にあります市税等収納率、収入未済額の推移としてまとめておりますので、後ほど御参照願います。

64 ページをお開きください。項目 28「未利用財産の活用と処分」につきましては、財産活用課と水道部経理課で取組を進めております。財産活用課は売却 20 件、貸付 50 件の年度計画のところ、売却 25 件、貸付 124 件となり、令和元年度は 5,864 万円の収入となりました。水道部経理課につきましては売却 1 件、貸付 2 件の年度計画のところ、売却 2 件、貸付 2 件となり、2,210 万 4 千円の収入となったことから、項目 28 は実施でございます。

続いて 65 ページをお開きください。項目 29「新たな財源の拡充」につきましては、令和元年度はネーミングライツ等を新たに実施したことから、3,918 万 6 千円の収入となったことから実施でございます。

項目 30「職員の能力育成」につきましては、68 ページをお開きください。ジョブ・ローテーションの推進につきましては、市長部局におけるジョブ・ローテーションの指針に基づ

く人事異動を実施したことから達成となり、項目 30 は実施でございます。

項目 31「人事評価制度の推進」につきましては、全職員を対象とした人事評価を実施するとともに、評価結果の人事管理への活用を図ったところでございますが、給与への反映が検討に留まることから、項目 31 は一部実施でございます。

項目 32「多様な人材の確保」は、特別選抜試験の実施について、事務の採用人数減であることから実施なしのため未達成となるほか、70 ページ下段の女性職員の管理職への登用につきまして、令和元年度の女性管理職の割合は 14.3 パーセントに留まり、年度計画未達成であることから、項目 32 は一部実施でございます。

72 ページをお開きください。項目 33「ワーク・ライフ・バランスの推進」につきましては、時間外勤務の縮減、年次休暇の取得促進、ページを返していただきまして職員の健康管理とメンタルサポートにつきまして未達成となっておりますことから、項目 33 は一部実施でございます。実施状況の説明につきましては以上でございます。

○**委員長** ありがとうございます。ただ今、水戸市行財政改革プラン 2016 前期実施計画実施状況について説明がありました。本件につきましては、次回の委員会において具体的な質疑を行ってまいります。質問事項につきましては、配布してあります質問票に記入の上、事務局まで提出をお願いします。質問だけでなく、こうしたほうがいいのかという意見等も合わせて記入していただければ結構です。次回の委員会では、皆様からいただいた御質問・御意見等について水戸市から回答を受けまして、その回答に対して皆様と議論しながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。これまでの説明について、何か御質問等はございますか。

○**副委員長** 1点よろしいですか。詳しくは質問票で質問させていただきますが、「検討の実施」とはどのような意味合いなのか御説明いただけますか。考えればそれで達成なのか、何か基準があるのですか。

○**事務局** 基準は設けておりませんが、検討したものがあれば実施としております。

○**副委員長** わかりました。

○**委員長** 実施、一部実施と書いていますが、一般的には達成、未達成としてもいいように思います。この言葉を使っている意味はなんですか。

○**事務局** 年度計画では達成、未達成という文言を使っております。33 の実施項目につきましては、実施、一部実施、未実施という表記をしております。

○**副委員長** 検討の達成というのがどういう状態を指しているのかが見えなかったもので、質問を作成するに当たり、もし事務局に基準があるなら教えていただきたいと思いました。

○**委員長** 検討という具体的な実務を行ったというのが、実施に含まれるということですね。

○**事務局** 年度計画の中で、何年かかけて検討を進めていって、方針として決定しなければならないということもございますが、その過程で何らかの検討という行為をしていけば、そ

れが年度内での実施という位置付けとしております。

○___副委員長 わかりました。ありがとうございます。

○___委員長 質問票の提出については、どのようにすればいいのですか。

○事務局 質問票に御記入をいただき、資料⑧の下部に事務局の住所、FAX番号、メールアドレスの記載がございますので、7月31日までに郵送、FAX、メール等で御提出いただければと思います。

○___委員長 メールの場合、この様式をいただけるのですか。

○事務局 事務局に御連絡いただけましたら、委員のかたのメールアドレスのほうへ様式をお送りさせていただきます。

○___委員長 次回は質問事項に対応する担当課のかたがいらっしゃるのですね。

○事務局 はい。担当課のほうで回答を作成して、それらをまとめて資料としてお配りします。

○___委員長 その回答は次回に配布となりますか。

○事務局 はい。当日にお配りします。いただいた御質問に対しての回答を御用意しまして、あわせて担当課の職員が出席いたします。質問に対する回答に関連して、さらに御質問があるかと思っておりますので、担当課が御説明いたします。

○___委員長 かなりの数になるかと思いますが、一度に担当課職員のかたがたがいらっしゃるのですか。

○事務局 質問の数によって、ある程度時間を区切って調整していこうかと考えております。

○___委員長 わかりました。ありがとうございます。他に御質問等ございますか。

<意見なし>

○___委員長 よろしいでしょうか。それでは、本日の議事については以上となります。事務局より何かあればお願いします。

○事務局 それでは、資料⑧を御覧ください。今後のスケジュールについて、次回の委員会は、資料⑧の開催通知に記載のとおり、8月18日火曜日、午後3時から開催し、水戸市行財政改革プラン2016前期実施計画実施状況についての質疑を行う予定であります。また、水戸市行財政改革プラン2016前期実施計画実施状況に関する質問票につきましては、7月31日金曜日までに事務局あて、郵送、FAXまたは任意の様式によりメールにて御提出願います。以上でございます

○___委員長 ありがとうございます。以上を持ちまして本日の委員会の議事は全て終了しました。今後とも、皆様の御協力をお願いしたいと思います。お疲れさまでした。